（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

一　Ａ一海域（Ｆ二Ｂ電波一五六・五二五ＭＨｚによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　略

(二)　高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

(4)　略

二　Ａ一海域及びＡ二海域（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五ｋＨｚによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（Ａ一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　略

(二)　高機能グループ呼出受信機　一台

(4)　略

三　Ａ一海域及び、Ａ二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　略

(二)　高機能グループ呼出受信機　一台

(4)　略

2～6　略

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五ＭＨｚから一、六二六・五ＭＨｚまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　［同上］

一　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　同上

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機（ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏として、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものを超えて航行する船舶の義務船舶局に限る。次号及び第三号において同じ。）　一台

(4)　同上

二　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　同上

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機　一台

(4)　同上

三　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

(一)　同上

(二)　インマルサット高機能グループ呼出受信機　一台

(4)　同上

2～6　同上

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備を備えるものは、同項の規定にかかわらず、同号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。